相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩市花川南八条二丁目一八一番地、最後の住所北海道石狩市花川南八条二丁目一六〇番地　被相続人　亡　小野寺政人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

札幌市中央区南三条西三丁目一四番地２Ｆ　Ａ－Ｓ３ビル四階　南３条総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　倉茂　尚寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路郡釧路町柏東一丁目四六番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　澤田　泰行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

北海道釧路市北大通六丁目一番七号　高橋ビル三階　たかはた法律事務所　相続財産管理人　弁護士　高畑　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市若柳武鎗字上土手ノ内七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菊地　丈雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

宮城県仙台市青葉区大町一丁目二番一号ラ　イオンビル八階　相続財産管理人　斉藤　睦男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市田中町二五六番地、最後の住所秋田県横手市田中町六番二四号　被相続人　亡　阿部　光清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号　弁護士法人**廣嶋**法律事務所　相続財産管理人　弁護士　**廣嶋**　清則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市米島一〇五四番地三〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　**英邦**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一一番四号セントエルモ新越谷三〇一号室しらこばと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渡部　友之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市天津一七五五番地、最後の住所千葉県鴨川市以下不詳　被相続人　亡　藤川　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

千葉県木更津市新田一丁目七番一四号浜名法律事務所　相続財産管理人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市中央一丁目一六四四番地、最後の住所千葉県木更津市中央一丁目二番三号　被相続人　亡　鳥飼　浩二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

事務所千葉県木更津市東中央二－四－一四　木更津東中央ビル四階Ｆ号室　海ほたる総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　塚本　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区成田東五丁目三〇番地、最後の住所東京都杉並区成田東五丁目一五番二一－二〇二号　被相続人　亡　坂井　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル六〇五号大畑法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大畑　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田小川町二丁目二番地、最後の住所東京都西東京市下保谷三丁目八番九号　被相続人　亡　櫻井　**芳**裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

東京都立川市柴崎町二丁目三番一〇号小沢ビル三階真喜法律事務所　相続財産管理人　弁護士　部谷真起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区菊川三丁目八番地、最後の住所東京都練馬区田柄四丁目一二番一〇号田柄特養ホーム　被相続人　亡　齋藤　はつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

事務所東京都千代田区九段北一－四－七喜助九段北ビル二〇二号室青柳法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青柳　周

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区前野町四丁目四〇番地、最後の住所東京都板橋区蓮根二丁目二番八号　被相続人　亡　石川　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

東京都文京区本郷二丁目一七番一二号プロト本郷第二ビル三階坂井・鵜之沢・前田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂井　崇徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区中台二丁目一四〇二番地、最後の住所東京都板橋区中台三丁目九番一二号　被相続人　亡　小原　一太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十九日

東京都港区愛宕一－三－四愛宕東洋ビル五階芝綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　工藤　英知

第95期決算公告　平成30年6月19日

山形県山形市若宮一丁目1番36号

株式会社メドテック

代表取締役社長　森　憲司

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,446,216
	固定資産	726,704
	合計	2,172,920
負債及び純資産の部	流動負債	341,147
	固定負債	223,421
	株主資本	1,608,353
	資本金	90,000
	資本剰余金	54,000
	資本準備金	54,000
	利益剰余金	1,464,353
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	1,441,853
	（うち当期純利益）	（29,296）
	合計	2,172,920